業務仕様書

1　名称
岩手県立磐井病院・南光病院・花泉地域診療センター電子カルテ参照システム構築業務

2　委託期間
契約締結日から令和９年３月 31 日まで

3　契約履行場所
岩手県立磐井病院（岩手県一関市狐禅寺字大平 17）
岩手県立南光病院（岩手県一関市狐禅寺字大平 17）
岩手県立磐井病院附属花泉地域診療センター（岩手県一関市花泉町涌津字上原 31）

4　業務の概要
本業務は、岩手県立磐井病院・南光病院・花泉地域診療センターの医療情報システム更新に伴い、現在稼働している医療情報システムの情報を参照するシステムの構築を行うもの。

5　委託業務の内容
電子カルテ参照システム一式の納入
別紙 1「参照システムの機能要件及び作業内容」の条件を満たすシステム等の納入及び各種設定作業を行うこと。

6　委託契約目的物
（１）システム一式
（２）操作説明書
（３）スケジュール

7　作業スケジュール
詳細については、別途協議するものとする。

	11 月	12 月	１月	２月	３月
データ解析					
システム構築					
差分データ取り込み					

8　その他
（１）作業に当たっては、必要に応じ医療局本庁と打合せを行うこと。
（２）病院で作業等を行う場合、作業従事者は名札等を着用し、身分を証明できるようにするとともに本作業に直接関係ない場所への立ち入りは厳に慎むこと。
（３）作業が深夜に及ぶ場合は、その旨を当直者等に報告すること。
（４）作業中に問題が生じた場合は、その内容及び対策結果について書面により詳細に報告すること。
（５）本作業の実施にあたっては、連動するシステムの業務処理及びレスポンスの劣化等、病院の業務全般及びシステム運用に支障を来たすことのないよう、十分に留意すること。
（６）委託業務の完了期限後に発生した、当該作業に関連する障害及び不具合等については、迅速に復旧作業（プログラム対策等含む）を実施すること。
（７）その他、作業に関し必要な事項等が生じた場合は、別途協議のうえ決定するものとする。
（８）作業により知り得たことは他に口外してはならないこと。このことは契約の終了及び解約後も同様とする。

別紙1

参照システムの機能要件及び作業内容

1　導入システム

(1) 導入システム

医療法に基づくカルテ開示に対応するためのシステムである。
岩手県医療局及び岩手県立磐井病院・南光病院・花泉地域診療センターにおける重要なシステムであることを十分に理解し、システムが安全かつ確実に安定稼働できる品質と実績のあるシステムを構築すること。

(2) サーバ動作環境

岩手県医療局が別途調達する以下のサーバ機器で構築及び稼働できること。
なお、サーバ機器の保守は別途岩手県医療局が別途行うこととする。

・OS　　Windows Server 2025 Standard
・CPU　　Xeon 6300 2.7Ghz
・メモリ 16GB
・SSD　　8TB 程度

(3) クライアント動作環境

以下に示す仕様と同等以上の性能を有する端末において正常に動作できること。

ア　デスクトップパソコン

・OS　　Windows 11 Pro
・CPU　　Intel Core i5-14400 または AMD Ryzen5 8500G
・メモリ 16GB
・SSD　　256GB
・ネットワーク　無線LAN接続

イ　ノートパソコン

・OS　　Windows 11 Pro
・CPU　　Intel Core i5-220U または AMD Ryzen5 7535HS
・メモリ 16GB
・SSD　　256GB
・ネットワーク　無線LAN接続

2　導入システムに係る基本要件

(1) 参照システム

ア　使用するネットワーク環境

電子カルテシステム同一ネットワーク接続環境下において、24時間365日の運用が可能であること。

イ　機能要件

(ｱ) クライアント端末

クライアント端末は、電子カルテシステム端末とする。

電子カルテシステム端末には、以下のシステムがインストールされているため、インストールされたシステムの動作に影響を及ぼさないこと。

・電子カルテシステム　MediClover（株式会社アイシーエス）
・医事会計システム　ML-A
・リハビリシステム　タックリハビリテーション支援システム
・栄養管理システム　CANS-Aid（株式会社システムエイド）
・Apex One
・SKYSEA Client View
・Zoom

(ｲ) 通信方法

岩手県立磐井病院・南光病院・花泉地域診療センターに導入されるクライアント端末は一部端末を除きWiFi接続となる。

そのため、安定してWiFiによる通信が可能であること。

(ｳ) システム連携

以下のとおり電子カルテシステムと連携可能であること。

・電子カルテシステム上に設置するアイコンから起動可能であること。
・電子カルテシステムのユーザー情報と連携してシングルサインオンが可能であること。
　また、電子カルテシステムのユーザー情報は、１日１回取得を行うこと。
・電子カルテシステムの患者情報と連携して、電子カルテで閲覧している患者情報を容易に本システムで閲覧できること。
・電子カルテシステムで新規ユーザー登録された情報と連携して本システムでも自動でユーザー登録及び削除を行えること。

(ｴ) 権限設定機能

本システムは登録されているユーザー毎にカルテ記事等の閲覧権限を設定する機能を有すること。

(ｵ) 組織管理機能

・本システムにてログ管理を行い、保存されているログデータを閲覧できる機能を有すること。
・ログは管理者権限を有するユーザーでのみ管理できること。

(ｶ) 旧電子カルテ参照機能

・医療法に基づくカルテ開示の対象範囲を網羅できること。
・電子カルテ、オーダリング、看護のデータを参照できること。
　参照対象となるデータは、別紙2【対象データ一覧】のとおり

とする。
・電子カルテシステムに類似したビューワー機能を用いて過去カルテを参照できること。
・ビューワーサイドにタブを用いて参照対象を選択できること。
・参照環境であることから、参照する情報の上書きが不可能であること。
・患者番号を用いて閲覧する患者を選択できること。
・参照したデータ（文字及び画像等）をコピーして電子カルテシステムに貼り付けできること。
・参照したデータをプリンターより印刷できること。
また、印刷時は印刷枚数及び両面印刷及びNアップ等の印刷形式を任意に変更できること。
・診察記事は修正や削除などの履歴表示に対応すること。
・アレルギーや感染症などが登録されている患者には安易に注意喚起できるアイコンなどを表示し、内容をポップアップして表示できること。
・付箋の内容を参照できること。
・他システムとのデータ連携ができるようWebAPIを有すること。

(ｷ) 検索機能

検索ボックスからキーワードや各々の条件により下記の項目を検索可能であること。
また、職員ごと/参照データごとに検索条件や検索履歴を保存できること。
・患者氏名
・記事種別（診察記事・看護記録など）
・記事タイトル
・オーダー種別
・文書タイトル

(ｸ) セキュリティ要件

・厚生労働省が策定する「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」に準拠したシステムとすること。
・操作者と参照対象の患者が分かるような操作ログの記録と参照ができること。

(ｹ) ユーザーの追加機能

・上記「(ｳ) システム連携」のとおり電子カルテシステムと連携してユーザー追加及び削除すること。

(2) クライアント

本システムはWindowsアプリケーションで起動すること。
また、電子カルテシステムの動作に影響を与えないよう、OS設定は原則として変更せず、サードパーティー製のソフトウェア等をインストーラ

でインストールしないこと。

(3) ライセンス

病院全体で１ライセンスとし、本システム利用ユーザーを任意に追加した場合であっても追加のライセンス調達を不要とすること。

3　システム導入作業

(1) システム構築

医療局及び岩手県立磐井病院・南光病院・花泉地域診療センター担当者と打合せを行い、医療局が指示するスケジュールに従って、システムの構築を行うこと。

(2) 運用開始

運用開始は令和９年２月１日（月）からとする。

ただし、電子カルテシステム更新の都合により運用開始日が変動する場合がある。

(3) データ取り込み

・別紙2【対象データ一覧】のとおりデータ取り込みを行うこと。
また､別紙2以外に医療法に基づくカルテ開示の対象データがある場合は、当該データの取り込みも行うこと。
なお、取り込み対象データは、4TB以上8TB未満を予定している。

・当該電子カルテシステムのデータ定義書は岩手県医療局から提供不可である旨留意すること。

・登録したデータについて、件数のチェックを行うこと。

・運用開始日の前日時点の参照対象データを取り込み、運用開始日より閲覧できること。

・医事会計システムの会計処理等に伴い、令和９年２月１日以降に発生する電子カルテ等の差分データについて都度取り込みを行うこと。

・差分データの取り込み時期は、別途指示を行うものとする。

(4) クライアントのインストール

電子カルテシステム端末にクライアントをインストールすること。

なお、電子カルテシステム端末の内訳は以下を予定しているもの。

ただし、電子カルテシステムベンダー（株式会社アイシーエス）は、電子カルテシステム端末のマスター端末を作成して展開を行うため、マスター端末と併せてインストールを行う等が可能な場合はその限りでない。

・デスクトップ型端末　734台

・ノート型端末　　200台

4　稼働立ち合い

当システム稼働日に立ち合いを行うこと。

また、令和９年２月１日（月）予定の外来稼働時に立ち合いを行うこと。

5　導入実績

(1) 電子カルテシステム MegaOak HR（日本電気株式会社）から参照システム構築の実績があるシステムであること。

(2) 400床以上の病院で導入実績があること。

(3) 20病院以上で電子カルテシステムMegaOak HRを導入した実績があること。

6　保守

(1) 別途保守契約を締結することで７年間保守が可能であること。

(2) リモート保守を行う場合は、岩手県医療局が構築したリモート保守環境を利用すること。

7　操作説明

(1) 研修

岩手県立磐井病院・南光病院・花泉地域診療センターの担当者に対して操作説明を行うこと。

(2) 操作説明書の作成

操作説明書を作成して稼働日の３週間前までに提出すること。

操作説明書には、サーバ起動の説明書も添付すること。

8　問合せ対応

構築に関わる問合せに対応すること。

別紙【対象データ一覧】

NO	名称	備考
	電子カルテ、オーダリング、看護	
1	診察記事	
2	ProgressNote診察記事	
3	ProgressNoteシェーマ	
4	ProgressNote付箋	
5	ProgressNoteオーダ情報	
6	HR文書	
7	スキャン文書	
8	マルチメディア外部	参照先リンク情報のみ
9	患者基本（基本情報、感染症、食物禁忌、薬剤禁忌、患者別薬剤禁忌情報）	保険、住所、来院歴は含まない
10	入院基本（入院情報、移動情報、入院医師情報）	
11	診察予約	
12	病名	
13	処方オーダ	
14	注射オーダ	実績情報を含む
15	検体検査オーダ	細菌検査を含む
16	検体検査結果	細菌検査結果は含まない
17	細菌検査結果	
18	病理オーダ	依頼情報のみ
19	輸血オーダ	実施情報を含む
20	画像生理オーダ（放射線、生理、内視鏡）	
21	処置オーダ	実施情報を含む
22	歯科処置オーダ	
23	手術オーダ	
24	リハビリオーダ	実施情報を含む
25	精神科オーダ	実施情報を含む
26	栄養指導オーダ	実施情報を含む
27	食事オーダ	
28	指示コメントオーダ	
29	透析オーダ	実施情報のみ
30	服薬指導	依頼情報のみ
31	経過表	
32	クリニカルパス適用情報	
33	看護	
34	ケア情報	
35	看護診断	
36	看護プロフィール	